

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可すべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	さより機船船びき網漁業	18 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 25)	10トン未満の範囲において許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	次の各号の点を結ぶ線と距岸2,000メートルの線とによって囲まれた福井県沖合の海域。 (1) 福井県と京都府の境界。 (2) 同境界から真方位0度の線と京都府舞鶴市沖の島北端と丹生郡越前町干飯崎突端とを結ぶ線との交点。 (3) 前号後段の線と敦賀市立石崎突端から真方位305度との交点 (4) 敦賀市立石崎突端。	4月1日から 5月31日まで (機船底びき網漁業の漁船を使用する場合は4月15日から5月31日まで)	敦賀市 三方郡 三方上中郡 小浜市 大飯郡 に住所を置く者
		14 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 16)			大飯郡鋸崎と小浜市松ヶ崎を結ぶ線以北の海域であって、小浜市字久と同市泊との境界(白黒)に設置した標柱から0度の線と青葉山西端と三方上中郡若狭町常神御神島南端見透線との交点、前記後段の見透線と大飯郡おおい町と同郡高浜町の境界(ニマゼ西の鼻)に設置した標柱から0度の線との交点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域および次の各点を順次に結んだ線によって囲まれた小浜湾の海域。 小浜市松ヶ崎、同平岩鼻、同双児島、同双児島から西津漁港防波堤南端を見透した線と同児島から同波懸鼻を見透した線との交点、同波懸鼻、同青島北端、同津崎、大飯郡金ヶ崎、同赤礁、同鋸崎および小浜松ヶ崎。		小浜市西津地域、小浜地域、内外海地域(仏谷、堅海、若狭、甲ヶ崎の地区に限る)およびおおい町に住所を置く者
		4 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 9)			大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界から真北の線以西の福井県沖合海域であって距岸2,000メートルの線と陸岸によって囲まれた海域。		高浜町 に住所を置く者